



平成 28 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 アル テ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 張 能 徳 博
(コード番号 9972 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 (経 理 部 長) 池 谷 壽 繁
(TEL : 03 - 5542 - 6762)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 26 日開催予定の当社第 40 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行の定款第 32 条第 2 項および第 42 条第 2 項の一部を変更するものであります。また、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。なお、定款第 32 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別表のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 2 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 2 月 26 日

以 上

別表

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、<u>法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、<u>法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく<u>賠償責任額</u>は、法令の定める<u>最低限度額</u>とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める<u>最低責任限度額</u>を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、<u>賠償責任額</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償責任の限度額</u>は、法令の定める<u>最低責任限度額</u>とする。</p>

以 上